



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1121	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1122	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	2
1123	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1124	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	( " ).....	2
1125	身体障害者福祉法による医師の指定	( " ).....	3
1126	指定障害福祉サービス事業者の廃止	( " ).....	3
1127	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	4
1128	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	4
1129	"	( " ).....	4
1130	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	4
1131	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	( " ).....	5
1132	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
1133	"	( " ).....	5
1134	"	( " ).....	6
1135	"	( " ).....	6
1136	"	( " ).....	7
1137	"	( " ).....	7
1138	"	( " ).....	8
1139	"	( " ).....	8
1140	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	8
1141	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1142	道路の供用開始	( " ).....	9
1143	道路の区域変更	( " ).....	9
1144	道路の供用開始	( " ).....	10
1145	道路の区域変更	( " ).....	10
1146	道路の供用開始	( " ).....	11
1147	道路の区域変更	( " ).....	11
1148	道路の供用開始	( " ).....	11
1149	"	( " ).....	11

### ○ 選挙管理委員会告示

*88	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	12
-----	--	-------	----

### ○ 公告

	紀の川水系紀泉圏域河川整備計画の策定	(河川課).....	12
	二級河川芳養川水系河川整備計画の策定	( " ).....	28
	二級河川那智川水系河川整備計画の変更	( " ).....	33

○ 監査公表

監査公表第19号

..... 39

告 示

和歌山県告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131-37	療養デイサービスなだい	紀の川市下井阪605番地	通所介護	平成 26. 4. 1

和歌山県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社青藍	岩出市南大池6番地の30	デイサービスなないろ	岩出市川尻172番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 8. 18

和歌山県告示第1123号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051300071	青空つばさ	伊都郡かつらぎ町中飯降472-2	放課後等デイサービス	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成 26. 9. 1

和歌山県告示第1124号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日



規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500133	株式会社あすなろ	有田市港町231番地64	同行援護	株式会社あすなろ	有田市港町231番地55	平成26.7.31
3011800210	ヘルパーステーションこころ	岩出市溝川292-1	同行援護	株式会社こころ	岩出市溝川292-1	平成26.7.15

#### 和歌山県告示第1127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800301	ヘルパーステーションかなえ	岩出市西野353番地の4	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社鼎コーポレーション	岩出市西野353番地の4	平成26.8.1

#### 和歌山県告示第1128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社心友	和歌山市本町四丁目15	訪問看護ステーションしんゆう	平成26.9.1

#### 和歌山県告示第1129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社サンオリエント	和歌山市新中島81-1 パレ・ロワイヤル新中島202号	訪問看護ステーションあおば	平成26.9.1

#### 和歌山県告示第1130号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16

条第1項の規定により公告する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第738号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥菌体肥料	窒素全量7.0 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	株式会社駿河屋 和歌山市駿河町12番地	平成26.6.25

和歌山県告示第1131号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山市美園町五丁目1番地の1	平成29.9.30
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山市美園町五丁目1番地の1	平成29.9.30

和歌山県告示第1132号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1133号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1134号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1135号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1136号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1137号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1138号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1139号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件



(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1141号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 杵掛系我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮原町道字東溝294番2地先から同市宮原町道字東溝297番1地先まで	旧	3.33 ） 3.57	14.81	
同上	新	5.64 ） 5.76	14.81	

**和歌山県告示第1142号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 杵掛系我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字東溝294番2地先から同市宮原町道字東溝297番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月9日

**和歌山県告示第1143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田市宮原町道字東溝313番地内	旧	3.22 } 3.26	12.63	
同上	新	5.22 } 5.28	12.63	

## 和歌山県告示第1144号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 沓掛糸我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字東溝313番地内

供用開始の期日 平成26年9月9日

## 和歌山県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田市宮原町道字東溝621番12地先から同市宮原町道字道46番地先まで	旧	2.16 } 3.13	30.29	
同上	新	5.14 } 5.92	30.29	

和歌山県告示第1146号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 杵掛糸我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字東溝621番12地先から同市宮原町道字道46番地先まで

供用開始の期日 平成26年9月9日

和歌山県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字日物川字宮垣511番1地先から同町大字日物川字宮垣504番1地先まで	旧	3.58 } 8.44	93.09	
同上	新	6.30 } 12.72	90.16	

和歌山県告示第1148号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 境川金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字日物川字宮垣511番1地先から同町大字日物川字宮垣504番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月9日

和歌山県告示第1149号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字長田2139番1地先から同市稲成町字中之段2434番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月9日

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第88号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第2項の表中

社会福祉法人昭仁会双苑特別 養護老人ホーム 吉 備 苑	有田郡有田川町大字奥222番地1	を
社会福祉法人昭仁会双苑特別 養護老人ホーム 吉 備 苑	有田郡有田川町大字奥222番地1	
社会福祉法人昭仁会双苑特別 養護老人ホーム 吉 備 苑（ユニット型）	有田郡有田川町大字奥222番地1	に改める。
社会福祉法人昭仁会双苑特別 養護老人ホーム	有田郡有田川町大字奥222番地1	

### 公 告

#### 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、紀の川水系紀泉圏域河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 第1章 紀泉圏域ブロックの流域及び河川の概要

##### 1.1 紀泉圏域ブロックの河川の概要

対象ブロック（紀泉圏域ブロック）は、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市内を流れる紀の川水系の支川（県管理区間、貴志川および丹生川を除く）の流域である。対象となる河川は、73河川である。

（以降、表1.1.1の73河川を紀泉圏域ブロック内河川とする。）

すみよしがわ あいたにがわ いやがわ はらかわ

住吉川、相谷川、居家川、原川

紀の川右支川の住吉川は、和泉山脈を源流とし、岩出市を流下して紀の川に注いでいる流域面積10.2 km<sup>2</sup>、流路延長5.2kmの一級河川である。住吉川には流域面積2.0 km<sup>2</sup>、流路延長0.8kmの相谷川(右支川)、流域面積0.5 km<sup>2</sup>、流路延長0.5kmの居家川(右支川)が注いでいる。さらに、相谷川には流域面積0.5km<sup>2</sup>、流路延長1.0kmの原川(左支川)が注いでいる。

#### 根来川、山田川

紀の川右支川の根来川は、和泉山脈を源流とし、岩出市を流下して紀の川に注いでいる流域面積8.0km<sup>2</sup>、流路延長4.4kmの一級河川である。また、根来川には流域面積2.9km<sup>2</sup>、流路延長2.9kmの山田川(左支川)が注いでいる。

#### 春日川、古戸川、木積川、宮川、森川、東川

紀の川右支川の春日川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市、岩出市を流下して紀の川に注いでいる流域面積12.9 km<sup>2</sup>、流路延長5.1kmの一級河川である。また、春日川には流域面積1.8 km<sup>2</sup>、流路延長1.8kmの木積川(右支川)、流域面積1.9 km<sup>2</sup>、流路延長0.7kmの宮川(右支川)、流域面積1.4 km<sup>2</sup>、流路延長1.1kmの古戸川(左支川)、流域面積1.8 km<sup>2</sup>、流路延長1.0kmの森川(左支川)が注いでいる。さらに、森川には流域面積0.7 km<sup>2</sup>、流路延長0.3kmの東川(左支川)が注いでいる。

#### 海神川

紀の川右支川の海神川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積7.7 km<sup>2</sup>、流路延長4.5kmの一級河川である。

#### 佐川、烏子川

紀の川右支川の佐川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積7.1 km<sup>2</sup>、流路延長5.6kmの一級河川である。また、佐川には流域面積2.0 km<sup>2</sup>、流路延長4.3kmの烏子川(左支川)が注いでいる。

#### 上田井川

紀の川右支川の上田井川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積3.0 km<sup>2</sup>、流路延長1.3kmの一級河川である。

#### 松井川

紀の川右支川の松井川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積4.8 km<sup>2</sup>、流路延長5.6kmの一級河川である。

#### 中津川、長屋川、東中津川

紀の川右支川の中津川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積8.2 km<sup>2</sup>、流路延長5.2kmの一級河川である。また、中津川には流域面積2.3 km<sup>2</sup>、流路延長1.2kmの長屋川(左支川)、流域面積2.0 km<sup>2</sup>、流路延長1.8kmの東中津川(左支川)が注いでいる。

#### 名手川、西谷川

紀の川右支川の名手川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積14.7 km<sup>2</sup>、流路延長7.7kmの一級河川である。また、名手川には流域面積3.5 km<sup>2</sup>、流路延長0.6kmの西谷川(左支川)が注いでいる。

#### 名手谷川

紀の川右支川の名手谷川は、和泉山脈を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域面積2.1 km<sup>2</sup>、流路延長1.6kmの一級河川である。

#### 前川

紀の川左支川の前川は、龍門・雨山山地を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流域

面積 1.6 km<sup>2</sup>、流路延長 0.9km の一級河川である。

りゅうもんがわ  
**竜門川**

紀の川左支川のりゅうもんがわ竜門川は、りゅうもん龍門・あめやま雨山山地を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる

流域面積 6.2 km<sup>2</sup>、流路延長 4.0km の一級河川である。

なかすじがわ  
**中筋川**

紀の川左支川の中筋川は、りゅうもん龍門・あめやま雨山山地を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流

域面積 2.7 km<sup>2</sup>、流路延長 1.3km の一級河川である。

うしひらがわ  
**牛平川**

紀の川左支川の牛平川は、りゅうもん龍門・あめやま雨山山地を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる流

域面積 3.4 km<sup>2</sup>、流路延長 0.7km の一級河川である。

お う づ が わ  
**麻生津川**

紀の川左支川の麻生津川は、りゅうもん龍門・あめやま雨山山地を源流とし、紀の川市を流下して紀の川に注いでいる

流域面積 2.2 km<sup>2</sup>、流路延長 0.7km の一級河川である。

あなぶしがわ じゅうたにがわ しもつがわ ひゅうがだにがわ  
**穴伏川、重谷川、下津川、日向谷川**

紀の川右支川の穴伏川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 29.8 km<sup>2</sup>、流路延長 8.9km の一級河川である。また、穴伏川には流域面積 7.8 km<sup>2</sup>、流路延長 5.0km のじゅうたにがわ重谷川 (右支川)、流域面積 5.4 km<sup>2</sup>、流路延長 3.8km のしもつがわ下津川 (右支川) が注いでいる。さらに、重谷川には流域面積 4.9 km<sup>2</sup>、流路延長 2.0km のひゅうがだにがわ日向谷川 (左支川) が注いでいる。

くぼたにがわ にし の たにがわ  
**窪谷川、西の谷川**

紀の川右支川の窪谷川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 1.7 km<sup>2</sup>、流路延長 0.9km の一級河川である。また、窪谷川には流域面積 0.4 km<sup>2</sup>、流路延長 0.5km のにし の たにがわ西の谷川 (左支川) が注いでいる。

ふ ろ たにがわ  
**風呂谷川**

紀の川右支川の風呂谷川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 0.9 km<sup>2</sup>、流路延長 1.5km の一級河川である。

どうでんがわ  
**堂田川**

紀の川右支川の堂田川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 2.0 km<sup>2</sup>、流路延長 2.0km の一級河川である。

ふじたにがわ  
**藤谷川**

紀の川右支川の藤谷川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 1.9 km<sup>2</sup>、流路延長 1.3km の一級河川である。

にしたにがわ  
**西谷川**

紀の川右支川の西谷川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 1.2 km<sup>2</sup>、流路延長 1.3km の一級河川である。

なかたにがわ おおたに  
**中谷川 (大谷)**

紀の川右支川の中谷川 (大谷) は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 2.4 km<sup>2</sup>、流路延長 1.0km の一級河川である。

ひのきだにがわ おおやぶがわ  
**桧谷川、大藪川**

紀の川右支川の桧谷川は、あなぶしがわ和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積 4.0 km<sup>2</sup>、流路延長 1.0km の一級河川である。また、桧谷川には流域面積 0.8 km<sup>2</sup>、流路延長 0.8km

おおやぶがわ  
の大蔵川(右支川)が注いでいる。

さくらたにがわ おぐろだにがわ  
**桜谷川、小黒谷川**

さくらたにがわ いずみ  
紀の川右支川の桜谷川は、和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積4.0 km<sup>2</sup>、流路延長2.3kmの一級河川である。また、桜谷川には流域面積1.8 km<sup>2</sup>、流路延長0.5kmのおぐろだにがわ小黒谷川(右支川)が注いでいる。

べんでんだにがわ  
**弁天谷川**

べんでんだにがわ いずみ  
紀の川右支川の弁天谷川は、和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積3.4 km<sup>2</sup>、流路延長1.0kmの一級河川である。

なかたにがわ なかいぶり  
**中谷川(中飯降)**

なかたにがわ なかいぶり いずみ  
紀の川右支川の中谷川(中飯降)は、和泉山脈を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積5.1 km<sup>2</sup>、流路延長1.0kmの一級河川である。

よむらがわ  
**四邑川**

よむらがわ りゅうもん あめやま  
紀の川左支川の四邑川は、龍門・雨山山地を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積8.9 km<sup>2</sup>、流路延長4.7kmの一級河川である。

おちあいだにがわ  
**落合谷川**

おちあいだにがわ りゅうもん あめやま  
紀の川左支川の落合谷川は、龍門・雨山山地を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積4.0 km<sup>2</sup>、流路延長0.3kmの一級河川である。

やまさきたにがわ  
**山崎谷川**

やまさきたにがわ りゅうもん あめやま  
紀の川左支川の上崎谷川は、龍門・雨山山地を源流とし、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積0.9 km<sup>2</sup>、流路延長0.2kmの一級河川である。

さ が たにがわ にしかわ た はらがわ ひがしたにがわ  
**嵯峨谷川、西川、田原川、東谷川**

さ が たにがわ いずみ  
紀の川右支川の嵯峨谷川は、和泉山脈を源流とし、橋本市、かつらぎ町を流下して紀の川に注いでいる流域面積14.5 km<sup>2</sup>、流路延長7.2kmの一級河川である。また、嵯峨谷川には流域面積2.8 km<sup>2</sup>、流路延長2.5kmのにしかわ た はらがわ西川(右支川)、流域面積5.1 km<sup>2</sup>、流路延長5.3kmのた はらがわ ひがしたにがわ田原川が注いでいる。さらに、田原川には流域面積1.7 km<sup>2</sup>、流路延長1.5kmの東谷川(右支川)が注いでいる。

う て びがわ  
**雨天樋川**

う て びがわ いずみ  
紀の川右支川の雨天樋川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積2.1 km<sup>2</sup>、流路延長2.0kmの一級河川である。

よしはらがわ  
**吉原川**

よしはらがわ いずみ  
紀の川右支川の吉原川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積2.9 km<sup>2</sup>、流路延長3.0kmの一級河川である。

やまだがわ  
**山田川**

やまだがわ いずみ  
紀の川右支川の上田川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積8.2 km<sup>2</sup>、流路延長6.6kmの一級河川である。

いちわきがわ  
**市脇川**

いちわきがわ いずみ  
紀の川右支川の上脇川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積1.7 km<sup>2</sup>、流路延長1.5kmの一級河川である。

はしもとがわ ひがしたにがわ しょうぶだにがわ いもたにがわ ほそかわがわ ゆ や だにがわ  
**橋本川、東谷川、菖蒲谷川、芋谷川、細川川、湯屋谷川**

はしもとがわ いずみ  
紀の川右支川の上本川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積28.8 km<sup>2</sup>、流路延長7.5kmの一級河川である。橋本川には流域面積8.7 km<sup>2</sup>、流路延長6.0kmの東谷川

(左支川)、流域面積 3.3 km<sup>2</sup>、流路延長 2.1km の菖蒲谷川しょうぶだにがわ (右支川)、流域面積 4.0 km<sup>2</sup>、流路延長 3.0km の芋谷川いもたにがわ (左支川) が注いでいる。さらに、東谷川ひがしたにがわには流域面積 1.6 km<sup>2</sup>、流路延長 0.5km の細川川ほそかわがわ (右支川)、流域面積 0.9 km<sup>2</sup>、流路延長 1.6km の湯屋谷川ゆやだにがわ (右支川) が注いでいる。

### 白猪谷川しらいだにがわ

紀の川右支川の白猪谷川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 2.3 km<sup>2</sup>、流路延長 2.5km の一級河川である。

### 釜谷川かまたにがわ

紀の川右支川の釜谷川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 1.5 km<sup>2</sup>、流路延長 1.2km の一級河川である。

### 高橋川、隅田川たかはしがわ すだがわ

紀の川右支川の高橋川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 8.8 km<sup>2</sup>、流路延長 5.5km の一級河川である。また、高橋川には流域面積 4.1 km<sup>2</sup>、流路延長 2.1km の隅田川 (左支川) が注いでいる。

### 落合川おちあいがわ

紀の川右支川の落合川は、和泉山脈を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 7.0 km<sup>2</sup>、流路延長 6.0km の一級河川である。

### 大谷川おおたにがわ

紀の川左支川の大谷川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 3.9 km<sup>2</sup>、流路延長 0.9km の一級河川である。

### 渚之川ふちのかわ

紀の川左支川の渚之川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 1.1 km<sup>2</sup>、流路延長 1.0km の一級河川である。

### 倉谷川くらたにがわ

紀の川左支川の倉谷川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 2.0 km<sup>2</sup>、流路延長 0.5km の一級河川である。

### 榊谷川さかきだにがわ

紀の川左支川の榊谷川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 2.0 km<sup>2</sup>、流路延長 2.0km の一級河川である。

### 去年川こぞがわ

紀の川左支川在去年川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 6.7 km<sup>2</sup>、流路延長 3.5km の一級河川である。

### 東の川ひがしのかわ

紀の川左支川の東の川は、九度山山麓を源流とし、橋本市を流下して紀の川に注いでいる流域面積 12.3 km<sup>2</sup>、流路延長 7.3km の一級河川である。

## 1.2 流域の概要

### 1.2.1 地形

紀の川を中心に、その支川の流域で紀泉圏域ブロックが形成される。

紀の川に沿った低地には市街地、集落地、農地が形成されており、紀の川をはさんで北部 (紀の川右岸側) は大阪府との境をなす和泉山脈いずみさんみやく、南部 (紀の川左岸側) には龍門・雨山山地りゅうもん あめやまさんち、九度山山麓及び高野山地くどやまさんろく こうやさんちが連なる。



紀の川の右岸側の支川は、和泉山脈を源流とし、市街地を流下し、紀の川に注いでいる。左岸側の支川は平野部が少なく、龍門山等の標高 500～700m 前後の山々を源流とし、紀の川に注いでいる。河床勾配は比較的急で、上流部が砂防指定地となっている河川が多い。

### 1.2.2 地質

紀の川右岸側の和泉山脈南麓の中央構造線より北側は、白亜紀(約七千万年前)の和泉層群と呼ばれる堆積岩類(砂岩、頁岩及び礫岩)から成る地層が分布しており、南側は、半固結堆積物(礫、砂及び泥)から成る地層が分布している。一方、左岸側は、三波川変成岩類と呼ばれる古生代(約二億年以上前)の地層が高い圧力を受けて出来た岩石(緑色変岩及び黒色変岩)が分布している。

### 1.2.3 気候

#### 1) 紀泉圏域ブロックの気候

紀泉圏域ブロックは、瀬戸内海気候区に属し一年を通じて温暖な気候で、年平均気温は約 14.8℃、年平均降水量は約 1,400mm と降水量の少ない地域である。

なお、わが国の年平均降水量は約 1,700mm である。

### 1.2.4 自然環境

#### 1) 自然公園

紀泉圏域ブロックには、金剛生駒紀泉国定公園、龍門山県立自然公園、高野山町石道玉川峡県立自然公園が含まれている。これらの自然公園は、自然環境を保全する上で重要な役割を果たすとともに、多くの人々がこれらの自然公園を訪れていることから、観光資源として、またレクリエーションの場、身近な自然体験の場としても大きな役割を担っている。

#### 2) 流域の自然環境

紀泉圏域ブロック内では表 1.2.4.1 に示す植生が環境省の調査で自然保護上重要な植物に選定されており、その中でも寺社の巨樹・巨木林等が、和歌山県や圏域内市町の天然記念物として指定されている。

### 1.2.5 歴史・文化・観光

古代の紀の川の流域は、飛鳥、奈良に置かれた都から瀬戸内海の外港へ通じるルートとなり、大和川に沿う難波ルートとともに重要な幹線であった。紀の川流域には大和朝廷の影響のみられる遺跡が多く残っている。

大化の改新では、畿内の南限を伊都郡とし、かつらぎ町の妹背山が国境とされたが、7 世紀の末に現在の紀伊・大和の境界である真土山を国境とされた。かつての畿内の南限であったかつらぎ町の妹背山付近は紀の川の両岸が迫り、河床に島(船岡山)がある風景は印象的で、万葉集にも妹背の山をうたった句が 15 を数える。

都と地方を結ぶ幹線道路である南海道は、五條から紀の川北岸を西へほぼ直進して加太に至り、ここから水路で淡路へ渡った。南海道の駅家として途中に萩原駅(かつらぎ町萩原)、名草駅(岩出市)が置かれ、街道を通る役人に、人夫・馬の提供などのサービスを行った。

南海道の通った紀の川北岸には、条里地割が広く残っており、早くから開発が進んでいたことがわかる。橋本市には、古墳時代の人物画像鏡を伝える隅田八幡宮、伽藍を備えた名古曾廃寺跡(高野口町)、紀伊国分寺跡(打田町)、西国分寺跡(岩出市)がある。

平安時代の絵巻物として貴重な粉河寺縁起絵巻が伝えられている粉河寺は、西国巡礼三番札所となり、多くの参拝者を集め、近世にはここに門前町が発達し、紀の川中流の中心的な町となってきた。高野山も空海によって開かれ、山上に堂塔伽藍が営まれた。橋本から貴志川にかけて、高野山の荘園

となり、紀の川南岸は近世以降も高野寺領としての歴史を残している。12 世紀に覚鑿上人<sup>かくぼん</sup>は高野山から分かれて根来寺を開いた。根来寺は戦国末期には多くの堂塔伽藍を備え、僧侶・鉄砲を持つ兵力(根来衆<sup>ねごろしゅう</sup>)を有し、泉南地方も膝下に入れていた。天正 13 年の紀州統一戦において、秀吉から焼き打ちにあうが、現在も境内から戦火にあった僧坊の遺構が発掘されている。

近世には、紀の川の水運と上方街道、伊勢街道が盛んに使われ、名手市場には藩主の参勤交代の宿所となった名手本陣跡<sup>はなおかせいしゅう</sup>が残り、華岡青洲<sup>はなおかせいしゅう</sup>ゆかりの史跡が整備されている。

紀の川北岸には、藤崎井、小田井用水が地元の庄屋であった大畑才蔵<sup>おおはたさいぞう</sup>によって建設された。北岸の農地は台地であるため、直接紀の川から水を引けず、上流の井関で紀の川の水を導水し、下流の水田を灌漑するものである。この紀州流の工法は、徳川吉宗<sup>みぬまだい</sup>によって、見沼代用水など関東平野の開発に使われた。

近代には、江戸時代から伝わった流域の棉作の伝統は、高野口町で再織織物が開発され、昭和 30 年代にはシル織りへと発展を遂げた。

このような歴史回廊の史跡は、流域の四季折々の豊かな果樹・農産物販売(イチゴ、桃、柿、ミカン、蔬菜など)とあわせて、『紀の川緑の歴史回廊』と呼ばれ整備が進められている。

### 1.2.6 土地利用

紀泉圏域ブロックの土地利用は、山林が約 46%、ついで農用地が約 22%、宅地が約 6%と山地が大きな割合を占めている。しかし和歌山県内では比較的平野部が多い地域で、農用地や宅地の割合が高い。近年は田畑の宅地化が進んでいる。

### 1.2.7 人口

平成 22 年度国勢調査において、紀泉圏域ブロックの人口は 203,325 人で、和歌山県全体(1,001,261 人)の約 20%である。紀泉圏域ブロックの人口推移をみると、平成 12 年頃までは増加傾向にあったが、近年は微減傾向にある。岩出市のみ近年も増加傾向にある。

### 1.2.8 産業

紀泉圏域ブロックの総就業者数は平成 17 年 10 月 1 日現在で 99,381 人となっており、和歌山県全体の総就業者数(478,478 人)の内、約 21%を占めている。

紀泉圏域ブロックの就業者数は、第 3 次産業が約 62.2%で半数以上を占め、第 1 次産業は 13.1%、第 2 次産業は 23.1%である。紀泉圏域ブロックの産業別就業者数の推移をしてみると、第 1、2 次産業の就業者数が年々減少傾向にあるのに対し、第 3 次産業の就業者数は増加している。また、平成 18 年度における関連市町の総生産額は約 3,747 億円で、生産額はサービス業が最も多い。

### 1.2.9 交通

紀泉圏域ブロックは、道路・鉄道により和歌山県と他府県を結ぶ県内交通の主要地点となっている。紀泉圏域ブロック内の主要道路としては、国道 371 号や県道泉佐野岩出線が大阪と和歌山を、また紀の川と平行に走る国道 24 号が紀泉圏域ブロックを横断して、和歌山と奈良、その先の京都を結んでいる。また、鉄道では西日本旅客鉄道(JR)が奈良と和歌山を、また南海電気鉄道が大阪と和歌山をそれぞれ結んでいる。

## 第 2 章 紀泉圏域ブロックの河川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 近年の洪水被害

紀泉圏域ブロックは、過去に幾度かの洪水被害を受けてきた。平成 21 年 11 月や平成 20 年 5 月洪水では住吉川で、平成 7 年 7 月洪水では住吉川、根来川、佐川、堂田川、橋本川などで、平成元年 9 月

洪水では春日川で家屋浸水被害が発生している。また、県内に甚大な被害をもたらした平成 23 年 9 月台風では桜谷川、古戸川などで家屋浸水被害が発生し、平成 25 年 9 月台風でも桜谷川、大谷川などで家屋浸水被害が発生している。

### 2.1.2 治水の現状と課題

紀泉圏域ブロックでは、河道拡幅などの改修が行われてきたが、平成 21 年、平成 20 年の洪水では住吉川、平成 7 年 7 月洪水では住吉川、根来川、佐川、堂田川、橋本川、落合谷川などの家屋被害が発生し、平成 23 年 9 月台風では桜谷川、古戸川で家屋被害が発生した。また、平成 25 年 9 月台風で桜谷川、大谷川などで家屋被害が発生した。このため、治水安全度の向上により、浸水被害の軽減を図るとともに、関係機関との連携による水防活動の支援、住民の防災意識を向上させるための啓発が必要である。

また、紀泉圏域ブロック北岸の河川（紀の川右岸支川）は和泉山脈を北から南へ流れ、紀の川から取水された複数の農業用水路と交差し、複雑な形態となっている。

佐川では水路橋が洪水時の流下阻害となっている。

さらに、岩出市や橋本市などで、近年開発等によって市街化が進み土地利用が変化してきていることから、洪水時の河川への流出量の増加が懸念される。

#### (1) 住吉川・相谷川

##### ① 災害履歴

近年では、平成 21 年 11 月洪水で床上浸水 3 棟、床下浸水 18 棟の被害が発生している。また、平成 20 年 5 月洪水では床下浸水 10 棟、平成 12 年 9 月洪水では 1.9ha が浸水して床下浸水 5 棟、平成 7 年 7 月洪水では浸水家屋 29 棟、平成元年 8 月洪水では 540ha が浸水して浸水家屋 113 棟の被害が発生している。

##### ② 流下能力，改修状況

住吉川は、直轄区間（0.65k）からたかの橋下流側（1.3k 付近）までは目標治水安全度 1/100 確率で河川改修が完了している。しかし、たかの橋上流側から排水路合流地点（1.8k 付近）までは計画高水流量 170 m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 12～38 m<sup>3</sup>/s、排水路合流地点から相谷川合流地点（3.2k 付近）までは計画高水流量 100 m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 14～72 m<sup>3</sup>/s、相谷川合流地点から居家川合流地点（4.4k 付近）までの一部区間では目標治水安全度 1/100 確率の計画高水流量 45 m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 31～39 m<sup>3</sup>/s と不足している。

相谷川は、住吉川合流部から上流 0.16k 付近までは目標治水安全度 1/100 確率の計画高水流量 45 m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 3～22 m<sup>3</sup>/s と不足している。

##### ③ 今後の課題

近年の平成 21 年をはじめ、平成 20 年、平成 12 年、平成 7 年、平成元年にも浸水被害が発生しており、沿川の市街化も予測されるため、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

#### (2) 根来川

##### ① 災害履歴

近年では、平成 7 年 7 月洪水で家屋浸水 4 棟の被害が発生している。

##### ② 流下能力，改修状況

河口から山田川合流の上流 1.4k 付近までは河川改修が完了している。しかし、それより上流では一部区間を除き目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量 70m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 22～

45m<sup>3</sup>/s と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(3)春日川

①災害履歴

平成元年 9 月洪水では 45.5ha が浸水し、350 棟に浸水被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

河口から地蔵寺橋下流側 (2.9k 付近) までは河川改修が完了している。しかし、それより上流では目標治水安全度 1/50 確率の計画高水流量 120m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 9~78m<sup>3</sup>/s と不足している。

③今後の課題

近年では平成元年 9 月に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等により流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(4)佐川

①災害履歴

平成 7 年 7 月洪水では 1.4ha が浸水し、床下浸水 39 棟に浸水被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

未改修河川であるため、一部の区間を除き、県道 14 号 (0.7k 付近) から烏子川合流地点 (0.9k 付近) までは目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量 100m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 29~44m<sup>3</sup>/s、それより上流では目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量 55m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 4~46m<sup>3</sup>/s と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(5)烏子川

①災害履歴

平成 7 年 7 月洪水では浸水被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

佐川合流地点 (0.00k) から JR 交差点 (1.1k 付近) までは河川改修が完了している。しかし、それより上流では一部の区間を除き、目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量 30m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 2~24m<sup>3</sup>/s と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等により流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(6)堂田川

①災害履歴

平成 7 年 7 月洪水では 0.08ha が浸水し、床下浸水 3 棟、床上浸水 1 棟の被害が発生している。また、平成 2 年 9 月洪水では、1.88ha が浸水している。

②流下能力, 改修状況

河口から笠田小学校北側の橋 (0.6k 付近) までは河川改修が完了している。しかし、それより上流では目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $40\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $7\sim 26\text{m}^3/\text{s}$  と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年、平成 2 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等により流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(7) 中谷川(大谷)

①災害履歴

平成 7 年 7 月洪水では 4.24ha が浸水し、床下浸水 4 棟の被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

河口から蛭子区会館の東側の橋 (0.40k 付近) までは河川改修が完了している。しかし、それより上流ではほとんどの区間で目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $25\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $13\sim 24\text{m}^3/\text{s}$  と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(8) 桜谷川

①災害履歴

近年では平成 7 年 7 月洪水で、7ha が浸水している。また、平成 6 年 9 月洪水では 0.08ha が浸水し床下浸水 2 棟の被害が、平成 2 年 9 月洪水では 5.74ha が浸水し、床下浸水 8 棟、床上浸水 4 棟の被害が発生している。平成 23 年 9 月台風では床上浸水 2 棟の被害が発生し、さらに、平成 25 年 9 月台風では床上浸水 3 棟、床下浸水 1 棟の被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

河口から町道橋 (1.65k 付近) まで暫定河川改修が完了しており、河口から小黒橋 (1.0k 付近) までは目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $55\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $47\sim 53\text{m}^3/\text{s}$ 、小黒橋から町道橋までは目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $25\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $18\sim 25\text{m}^3/\text{s}$  となっているが、町道橋より上流部では目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $25\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $4\sim 11\text{m}^3/\text{s}$  と不足している。

③今後の課題

近年では平成 25 年、平成 23 年、平成 7 年、平成 6 年、平成 2 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所の河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

(9) 吉原川

①災害履歴

近年では、平成 7 年 7 月洪水で 0.5ha が浸水し、過去 30 年間では昭和 58 年 7 月洪水で床下浸水 7 棟の被害が発生している。

②流下能力, 改修状況

河口から国道 24 号の下流にある橋 (1.0k 付近) までは河川改修が完了している。しかし、それより上流では一部の区間を除き目標治水安全度 1/10 確率の計画高水流量  $45\text{m}^3/\text{s}$  に対して現況流下能力が  $11\sim 36\text{m}^3/\text{s}$  と不足している。

③今後の課題

近年では平成 7 年に浸水被害が発生しており、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所<sup>の</sup>河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

#### (10) 橋本川

##### ① 災害履歴

近年では、平成 11 年 8 月洪水で床下浸水 13 棟、床上浸水 1 棟の被害が発生している。また、平成 7 年 7 月洪水では 4.45ha が浸水し、床下浸水 108 棟、床上浸水 53 棟の被害が発生している。

##### ② 流下能力、改修状況

河口から JR 橋 (0.36k) までは河川改修が完了しており、JR 橋からみとの橋水位観測所上流 (0.6k 付近) までは一次河川改修が行われている。また、橋本道路直下流 (1.16k 付近) より上流側も河川改修が完了している。しかし、JR 橋 (0.36k) から橋本道路直下流 (1.16k 付近) の一部区間では、目標治水安全度 1/100 確率の計画高水流量 490m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 75~442m<sup>3</sup>/s と不足している。

##### ③ 今後の課題

流域では大規模開発が進められていることから、河道拡幅、河床掘削等で流下能力不足箇所<sup>の</sup>河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

#### (11) 高橋川

##### ① 災害履歴

近年では、浸水被害は発生していない。

##### ② 流下能力、改修状況

JR 橋梁部以外の区間は河川改修が完了している。しかし、JR 橋梁部の堰上げの影響により上流区間で目標治水安全度 1/100 確率の計画高水流量 180m<sup>3</sup>/s に対して現況流下能力が 104m<sup>3</sup>/s と不足している。

##### ③ 今後の課題

流域では大規模開発が進められていることから、JR 橋梁部の改修を行い、流下能力不足箇所<sup>の</sup>河積を確保し、治水安全度の向上を図る必要がある。

## 2.2 河川の利用の現状と課題

### 2.2.1 利水の現状と課題

紀泉圏域ブロックは降水量が少ない地域であるため、水源のほとんどをため池と紀の川からの用水に依存しているが、近年紀泉圏域ブロック内河川における渇水による被害の報告はない。

水道用水としては、橋本市が 0.316m<sup>3</sup>/s、紀の川市が 0.0428m<sup>3</sup>/s を紀の川より取水している。

農業用水についてはのほとんどは紀の川に平行して流下する紀の川用水、小田井用水、藤崎井用水、安楽川井用水、荒見井用水、六箇井用水、七郷井用水、三谷井用水の用水路により供給され、許可水利権として定められている。これらの農業用水路は古くは江戸時代から利用され、長いもので延長 30km に及び、紀の川の各支川を橋梁やサイフォンで横断している。これらの構造物の中には登録有形文化財として登録されているものもある。

ため池については古くから多くのため池が設けられていたが、近年、用水路の整備も進み、農家の減少や宅地の増加に伴い減少しているものの、現在も各地には多くのため池が残っており、農業用水として利用されている。

### 2.2.2 河川の利用の現状と課題

#### 1) 漁業

紀の川では漁業が行われており、主な魚種はアユとなっている。紀の川は大勢の釣り人がアユを釣りに県外から訪れるなど賑わいをみせている。橋本川でも漁業が行われていたが、現在は休業しており漁業は行われていない。

紀の川のアユの漁獲量は平成 11 年をピークに全体的に減少傾向にある。種苗の放流についても同様に平成 11 年度をピークに減少傾向にあるが、平成 15 年度は前年度に比べ増加に転じている。

また、紀の川を除く紀泉圏域ブロック内の河川では漁業は行われていないが、紀泉圏域ブロック内の全ての川に内水面漁業権が設定されている。

図 2.2.2.3 に各河川の漁業場を示す。

## 2) その他

近年では、動植物の生息環境や親水性等に配慮した河川改修が行われており、紀泉圏域ブロックでも橋本川、中津川等で環境に配慮した改修が実施されている。

橋本川では親水護岸・遊歩道等の整備を行い、水辺に近づける親水空間の創出を図っている。

中津川では高水敷を利用し、せせらぎ・親水護岸・遊歩道・植栽等の整備を行い、親水空間の創出を図っている。また、地元河川愛護団体によって、河川敷の草刈、清掃が行われている。

また、紀の川右岸側に大宮緑地総合運動公園、紀の川左岸側に河南緑地公園がある。

## 2.3 河川環境の現状と課題

### 2.3.1 水質の現状と課題

紀泉圏域ブロック内における過去 10 ヶ年における河川水質（BOD75%値）の変遷を見ると、紀の川本川では環境基準を満足している。しかし、支川では、平成 7 年以降、環境基準を満足していない年が見られ、特に下流の根来川、山崎樋門、住吉川では依然として満足しておらず、水質の向上が望まれる。

公共下水道については、下水道普及率が平成 22 年 3 月 31 日現在では岩出市で 6.6%、紀の川市で 7.6%、かつらぎ町で 31.1%、橋本市で 49.2%となっている。

和歌山県全体では 19.5%であり、かつらぎ町、橋本市の下水道普及率は相対的には高いといえるが岩出市、紀の川市は低い。下水道整備の促進により、より良い水質環境の達成が望まれる。

### 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題

#### 1) 対象河川の状況

紀泉圏域ブロック内の河川は、コンクリート等で護岸整備されている箇所が多い。河床は所により砂泥が堆積しており早瀬、淵が形成されている箇所がある。砂礫堆に植物帯が見られ、鳥類等の餌場や休息場として利用されている。

#### 2) 動植物の状況

##### (1) 植物

既往の河川環境調査（調査対象河川：第 3 章で示す 11 河川）では、護岸整備が進んだことにより古くからの自然護岸は少なくなり、護岸法面ではセイタカアワダチソウなどの先駆的な種が多く見られた。高橋川以外の調査対象河川では、水際近くの湿潤な環境にジュズダマやミゾソバなどの水辺に生育する種が見られた。また住吉川、桜谷川、橋本川の河道内では、ヒルムシロ科等の沈水植物の生育が広く確認されている。

調査対象河川で確認された希少種の状況を以下に示す。水田や川岸、田のあぜなど、湿潤な場所に生育するカワヂシャはほとんどの調査対象河川で確認されている。

##### (2) 魚類

既往の河川環境調査（調査対象河川：第 3 章で示す 11 河川）では、ギンブナや、オイカワ、ニゴイなどの魚類が多く確認されている。

調査対象河川で確認された希少種の状況を以下に示す。住吉川や春日川などでは、河川下流にある水のたまりや農業用水路などの止水域でメダカ南日本集団が確認されている。また、桜谷川や橋本川では、中流から上流域の淵尻から平瀬のあたりでアブラハヤが確認されている。

### (3) 鳥類

既往の河川環境調査（調査対象河川：第 3 章で示す 11 河川）では、サギ類やシギ、チドリ類などの水辺の鳥類が多く確認されている。

調査対象河川で確認された希少種を以下に示す。住吉川、春日川、鳥子川では、河川の中流から下流の砂礫河原でコチドリやイソシギ、ハクセキレイ等が確認されている。また、住吉川、堂田川、桜谷川、橋本川では、上流域でカワセミやカワガラス等が確認されており、春日川では山地性のハイタカやホトトギスなども確認されている。

### (4) 底生動物

既往の河川環境調査（調査対象河川：第 3 章で示す 11 河川）では、ヤマトビケラやヒラタカゲロウ等の貧腐水性指標種も確認されているが、大半がヒルやユスリカ、ミミズ等のβ中腐水性から強腐水性指標種である。

調査対象河川で確認された希少種を以下に示す。橋本川では、河川やクリーク等に生育する水生植物や礫などの表面でヒラマキミズマイマイが確認されている。また、住吉川、春日川、佐川、桜谷川、吉原川、橋本川、高橋川では、河川の上流から中流域の砂底の中でマンジミが確認されている。

## 2.3.3 河川環境保全・整備に関する現状と課題

近年では、動植物の生息環境や親水性等に配慮した河川改修が行われており、紀泉圏域ブロックでも、住吉川、春日川等で環境に配慮した改修が実施されている。ただし、その他の河川については、コンクリート等で護岸整備され、動植物の生育・生息環境や親水空間としては必ずしも望ましい状況ではない。

一方、河床部は砂泥が堆積しており、早瀬、淵が形成されている箇所があり、砂礫堆や露岩部に植物帯が見られる。このため鳥類等の餌場や休息場となっており、多くの生物の生息・産卵場・採餌場として多様な生息環境を提供している。

親水施設の整備や動植物の生育・生息環境に配慮した河川改修等、環境に配慮した河川整備が望まれる。

## 2.3.4 地域住民との連携の現状

紀泉圏域ブロックの河川では、地域住民による清掃活動が行われるなど、地域の河川環境に対する関心は高い。

河川愛護活動・スマイルリバー活動として、紀泉圏域ブロック内河川の美化活動、水質保全に関する啓発宣伝活動、パトロールの実施等積極的な活動を行っている。

## 第 3 章 河川整備計画の目標に関する事項

### 3.1 河川を目指すべき方向

紀泉圏域ブロック内河川を目指すべき方向は、河川の実態、地域住民の要望等を踏まえ、以下のとおりとする。

- 自然豊かできれいな水の川
- 洪水に対する安全性の高い川



## 3.2 河川整備計画の目標に関する事項

### 3.2.1 河川整備計画の対象河川・対象区間

河川整備計画の対象河川は、紀泉圏域ブロック内河川全てとし、そのうち計画的に整備を進める河川（以下「整備対象河川」）、及び対象区間は表 3.2.1.1 に示すとおりである。なお、維持管理については、紀泉圏域ブロック内全ての河川において適切に行うものとする。

### 3.2.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね 20 年とする。

なお、本整備計画は、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、計画の見直しを行うものとする。

### 3.2.3 計画の目標に関する事項

#### 1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画では、整備対象河川が計画の目標とする治水安全度に対して、家屋被害、人的被害を無くすことを目標とする。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるため、ネック部解消や流下阻害対策などを実施するとともに、情報伝達体制および警戒避難態勢の整備、水防時における住民の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。

#### 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

紀泉圏域ブロックでは、古くから多くのため池や紀の川などからの用水路を活用した農業が行われている。近年渇水による被害報告はないが、今後、河川流況の把握に努めるとともに、農業用水などの水利用の適正化や、河川に生息・生育する動植物および生態系の保全、流水の清潔の保持など流水の正常な機能を維持することに努め、渇水時には関係機関への情報収集や提供を行い、円滑な渇水調整に努める。

#### 3) 河川環境の整備と保全に関する目標

##### (1) 水質

河川水質については、現状で環境基準を満足している箇所についてはその保全を図り、これ以外の箇所についても河川水質の維持・向上を図っていく。

水質事故に際しては、関係機関との情報共有及び現地での対応を迅速に行うことにより被害の拡大防止に努める。

##### (2) 動植物の生息・生育環境

河川整備に際しては、動植物の生息・生育の場として良好な環境の保全、再生に努める。具体的には、魚類の降下・遡上のため河口部から上流域までの縦断的連続性を確保すること、自然河岸をできるだけ保全するとともに自然な透水性と空隙、植生をもった構造とすること、人工的に改変された河岸については、低水路の形成等、可能な範囲で水際に多様性を持たせることなどである。

また、外来種については、関係機関と連携し、必要に応じて生息範囲・生息数の拡大抑制に努める。

##### (3) 河川利用

対象河川は市街地内を流れるものが多く、河川空間は人と自然がふれあえる貴重な空間である。このため、河川特性を考慮の上、水辺に近づきやすい工夫や親水施設の整備に努める。

また、関係機関と連携しつつ、河川利用者のモラルの向上に向けた啓発活動を行い、不法占用やゴミの不法投棄等の不法行為に対し適切な措置を講じる。

#### (4) 地域住民との連携

地域住民にとって豊かで魅力ある河川とするため、河川工事の実施に先立ち調整を行う等、地域住民と連携した川づくりを進める。

また、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、地域住民による河川愛護、河川環境保全に向けた取り組みに対する支援を継続する。

#### 4) その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

近年の気象状況では、局地的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合に、甚大な被害が予想される。このため、流域自治体、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時の雨量・水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。さらに、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化を図るよう指導し、平常時より災害時の対策に関する意識の高揚を図る。また、局地的な集中豪雨では河川水位が急上昇することがあるため、親水施設付近などに注意看板や情報板等を設置して情報提供を行う。

### 第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

#### 4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

##### 4.1.1 流下能力向上対策等

以下の河川について、本支川バランスを考慮しながら流下能力の向上のための対策を行う。また、築堤区間については堤防点検を行い、洪水時の破堤回避のため、必要に応じて堤防の補強を行う。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民との調整を行うほか、必要に応じて関係機関との協議、学識経験者からの意見聴取を行う。河道拡幅等により支障や影響を受ける橋梁や農業用水路、堰等については関係者と調整の上、整備を行う。

また、整備区間の上流域において、浸水被害が頻発している区間については、下流区間に影響を与えない範囲で、局所改修によりネック部の解消を行う。

さらに、洪水時の内水対策や農業用水路の氾濫対策など総合的な排水対策として、排水ポンプ車による水防活動の支援や、総合農地防災事業等と連携・協働し、被害の軽減に努める。

##### (1) 住吉川・相谷川

##### (2) 根来川

##### (3) 春日川

##### (4) 佐川

##### (5) 烏子川

##### (6) 堂田川

##### (7) 中谷川(大谷)

##### (8) 桜谷川

##### (9) 吉原川

##### (10) 橋本川

##### (11) 高橋川

#### 4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

##### 4.2.1 河川の維持管理の目的

自然環境、景観、親水機能の保全に努めつつ、法定河川区間の河川管理施設の機能の維持を図るため、占有者及び関係機関と調整を図りつつ、治水・利水・環境の視点から維持管理や点検を実施する。

なお、河川の維持管理においては地域住民の視点が重要であることから、地域住民等による自主的な維持管理活動が行われるような河川においては、必要に応じ、維持管理手法について地域住民等との連携・調整を図ることとする。

#### 4.2.2 施工の場所

維持管理の対象区間は、紀泉圏域ブロック内河川全てとする。

#### 4.2.3 河川の維持の種類

##### 1) 河道の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、多様な河道形状や水際の植生の保全など環境に配慮しつつ河床掘削を行い、河積の確保を行うものとする。また、流下能力を確保するため、必要に応じて除草・伐木を実施する。なお、整備実施済みの区間については、整備実施時の計画に応じた河道を維持していく。

##### 2) 河川管理施設の維持管理

洪水を安全に流下させるために、堤防、護岸等の河川管理施設の定期的な点検を行い、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。これによりコスト縮減を図る。

##### 3) 河川占用及び工作物の設置等への対応

河川占用及び新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の機能に支障を来さない範囲で許可する。また、河川の治水・利水・環境の機能を妨げる不法投棄・不法占用等に対処するため河川巡視を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

##### 4) 水質の保全、向上

紀泉圏域ブロック内河川の水質について環境整備を行うほか、市町による下水道の整備と連携するなど水質の保全・向上対策を進める。また、発生源対策等の促進に向けて地域住民や関係機関との連携を図る。

水質事故発生時には関係機関や地域住民等との連携により早期発見に努めるとともに、事故の状況把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等、関係機関と協力して、事故原因者に対して速やかに処理を実施するよう指導する。

##### 5) 河川利用

河川敷及び水辺の安全点検を実施し、現状の把握に努めるとともに、危険箇所については立入制限や看板設置等、必要な対策を実施する。除草や清掃活動は、地域住民、河川愛護団体と連携・協力し、実施に努める。

#### 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

##### 4.3.1 河川情報の提供による水防活動の支援等

近年の気象状況では、局地的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合に、甚大な被害が予想される。このため、流域自治体、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時の雨量・水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。具体的には、携帯電話や地上デジタル放送による水位・雨量などの河川情報や、河川のライブ映像と水位横断図を一体的に表示する水位情報を提供する。また、情報提供方法や情報提供先を多角化して情報格差を無くすとともに、関係機

関とも連携して水防体制の維持、強化を図るよう指導する。

また、計画規模を超える洪水が生じた際の減災対策に資するため、県が作成する浸水想定区域図を踏まえ、市が作成する洪水ハザードマップの普及を支援する。

さらに、水防演習や水防月間における広報活動や、防災出前講座等を通じて防災意識の啓発・高揚に努める。

#### 4.3.2 流域における取り組みへの支援等

紀泉圏域ブロック内河川の治水、利水、環境に対する意識や理解の向上を図るため、県のホームページや各種イベント等を通じて、河川に関する広報活動を強化するとともに、河川愛護月間等における広報活動を通じて、河川愛護、河川美化等の啓発を強化する。

また、良好な河川環境を保全するため、地域団体等が自主的に行う清掃、除草及び緑化等の活動を支援するスマイルリバー制度や河川愛護団体への支援を推進するとともに、ブロック内河川の水害や自然環境に関する事項を含め、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進める。

#### 4.3.3 地域や関係機関との連携に関する事項

事業の実施においては、河川と地域のかかわりなどに配慮しつつ、治水、利水、環境の目標が早期に達成されるよう、地域住民との調整や関係機関との協議を行う。また、紀の川本川の水位上昇の影響を受ける区間については、洪水時における関係機関との連携を図る。さらに、事業完了後の維持管理においても、河川情報の共有、地域団体等が自主的に行う清掃活動等の支援、必要に応じて維持管理手法の調整など地域住民等との協働・連携に努める。

なお、流域内の開発に伴う流出抑制対策については、今後、関係機関と連携して検討していく。

#### 4.3.4 流下阻害対策等

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去、護岸の嵩上げなどを実施する。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部工務課、那賀振興局建設部工務課及び伊都振興局建設部工務課に備え付け、縦覧に供する。

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川芳養川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 第1章 芳養川水系の流域及び河川の概要

#### 1.1 流域の概要

##### 1.1.1 地形

芳養川は、その源を田辺市の三星山に発し、田辺市上芳養から中芳養地区を南流し、小恒川、西郷川、小畔川、田川等の支川を合わせ、田辺市芳養町において田辺湾に注ぐ流域面積 27.8km<sup>2</sup>、幹川流路延長 16.8km の二級河川である。

芳養川流域は、和歌山県中央部に位置し、全て田辺市に属している。流域の地形は、和歌山県紀南地域の田辺丘陵及び芳養川低地から構成され、上流の丘陵地は中起伏山地、下流部の低地は扇状性低地となっている。河床勾配は、河口から約 2km 地点の境橋付近までは 1/600 程度の勾配、境橋から小

畔川合流点付近までは 1/300~1/200 程度の勾配、それより上流は 1/100 程度の急勾配となっている。また、河口から約 1km は感潮区間となっている。

### 1.1.2 地質

西日本外帯の四万十帯に位置し、上・中流部の山地に新生代始新世の音無川層群が分布しているほか、漸新世—前期中新世の牟婁層群、田辺層群の分布がみられ、砂岩と頁岩が同程度存在する地層である。

### 1.1.3 気候

気候は太平洋岸式気候区に属し、温暖多雨で年平均降水量は約 1,800mm、年平均気温は約 17℃となっている。

### 1.1.4 流域の歴史・文化・観光等

#### (1) 歴史

芳養川流域を含む田辺市は、和歌山市に次ぐ県下第 2 の都市であり、古くから紀南の中心地として栄え、田辺周辺の中心都市として行政、経済、文化等の面で大きな役割を果たしている。また、古くから牟婁津という名で文献に登場しており、平安の中頃から盛んになった熊野三山参詣の要衝として発達してきた。

芳養川流域周辺の自治体の沿革は、昭和 17 年 5 月に下芳養村が田辺市と合併し、昭和 31 年 9 月には中芳養村、上芳養村、三栖村、長野村、上秋津村、秋津川村の 6 村が合併し旧牟婁町が誕生した。その後、昭和 39 年 10 月には旧牟婁町が田辺市と合併し、平成 17 年 5 月に龍神村、本宮町、中辺路町、大塔村と合併し近畿で最大面積 (1,026.77km<sup>2</sup>) を有する市となり今日に至る。

#### (2) 文化・観光等

芳養川流域周辺には縄文時代の下芳養遺跡、古墳等の多数の遺跡が点在しており、芳養川河口付近の芳養大神社には熊野古道の王子跡の一つの芳養王子跡があり、県の文化財に指定されている。

また、芳養川流域の上流部から中流部にかけては紀州田辺梅林が広がり、シーズン (2~3 月) ともなれば、梅林観光で賑わっている。

### 1.1.5 土地利用

流域の土地利用は、山地が約 80%、水田・畑が約 14%、宅地等の市街地が約 6%となっている。

### 1.1.6 人口

平成 17 年度国勢調査において田辺市の人口は 82,499 人、世帯数は 32,643 世帯となっており、近年では世帯数は微増傾向であるものの人口は減少傾向にある。

### 1.1.7 産業

田辺市の産業別人口の割合は、第一次産業が他の産業よりも少なく、第二次産業は減少傾向で、第三次産業は増加傾向にある。しかし、近年は人口の減少傾向に伴い各産業別人口は減少している。基幹産業には製材業、漁業、水産加工業、みかん、梅栽培の農業、ボタン産業などがあり、特産品として紀州備長炭、花木、梅干しなどが挙げられる。

## 第 2 章 芳養川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

明治 22 年 8 月、昭和 36 年 9 月第二室戸台風、昭和 37 年 7 月、昭和 48 年 8 月、昭和 49 年 7 月に芳養川水系は、大きな被害を受けた。第二室戸台風を契機として、昭和 48 年度から平成 4 年度にかけて河口から境橋 (2.01k) までを小規模河川改修事業として実施し完了している。また、平成 5 年度からは境橋 (2.01k) から上井頭首工 (5.05k) までの河川改修を実施中である。

昭和 60 年 5 月、昭和 63 年 9 月、平成 10 年 9 月の集中豪雨及び平成 23 年 9 月台風 12 号等では家屋浸水が発生していることなど治水安全度が低いことから、早急に治水対策を行う必要がある。

## 2.2 利水の現状と課題

農業用水として流域面積の約 10%に相当する約 273ha のかんがい区域に供給が図られている。農業用水の河川からの取水は、河道に多く設置された取水堰からなされ、慣行水利権は 56 件となっているが、農業用水の全てが慣行によるもので、その実態は明らかでない。経年的な河川流況を把握・蓄積して、正常な河川流量の確保に向け、適正な水利用が図られるよう努める必要がある。

## 2.3 河川環境の現状と課題

芳養川の上流部は標高 500m前後の中起伏山地となっており、植生は山間部にスギ、ヒノキの人工林、紀州備長炭の原料となるウバメガシなどの二次林が広く分布しており、河川沿いには水田がみられる。河川内は川幅が狭く、平成 7 年に実施した環境調査によると、ツルヨシ群落が流路沿いに繁茂し、ダンチク群落、竹林、ネコヤナギが点在する。魚類はカワムツ、タカハヤ、シマヨシノボリが生息し、オオヨシノボリも確認されている。鳥類は、四季を通じてヒヨドリ、ホオジロ、キジバト、キセキレイ、セグロセキレイが確認されている。

中流部から下流部にかけては谷底平野の発達が見られ、集落と田園地帯となっている。中流部は標高 300~400m前後の小起伏山地、南側の標高 100~200m前後の丘陵地からなり、河川周辺は水田や果樹園などの農地が広がっている。河川内には流路に沿ってツルヨシ群落が広く分布し、周囲にはヤナギタダなどが生育する湿性植物群落が分布する。魚類はオイカワが優占し、コイ、ギンブナ、カワムツ、ドジョウ、シマヨシノボリが確認されている。鳥類は四季を通じて、イソシギ、キジバト、セグロセキレイ、ホオジロ、スズメがみられ、サギ類、セキレイ類などの水辺の鳥類等が確認されている。

下流部は、松井橋より上流の左岸にはススキの優占する乾性多年生草本群落が広がり、河口側にはヨシ群落が分布する。河口付近にはアキグミ、ノイバラの優占する低木林とハマオモト（ハマユウ）、ハマゴウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植物が生育している。魚類は、オイカワ、ギンブナ、ゴクラクハゼ、キチヌ、ボラが多数確認されている。鳥類はイソシギ、ドバト、ツバメ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリなどが確認されている。

注目すべき種としては、上流部で確認されたオオヨシノボリ、中流部で確認されたオオムラサキ、下流部のコチドリ、ミサゴ、スミウキゴリ、ハマオモト（ハマユウ）があげられる。

なお、平成 5 年度より実施している小規模河川改修事業では、境橋（2.01k）から上流について、生態系や景観に配慮した河川改修が進められている。

また、芳養川には多くの堰・落差工が設置されているがその多くに魚道がなく、魚介類の移動に対し障害となっている。

河川空間の利用については、流域住民の芳養川との係わり合いへの期待は高く、親水性の向上対策が必要である。

水質については、環境基準は設定されていないが、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数については B 類型を満足している。

一方、水生昆虫に着目すると、上流部では清流で見られるカワゲラ類、トビケラ類が減少しており、中・下流部では汚水に耐える種の個体数が増加傾向にある。

## 第 3 章 芳養川水系河川整備計画の目標に関する事項

### 3.1 河川整備計画の対象区間

二級河川芳養川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、その背後地の資産状況、過去の浸水状況を踏まえ、洪水対策として概ね最大 60 分雨量 85mm の降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。

### 3.2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画は、芳養川水系河川整備基本方針に基づき河川整備の目標および実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は計画策定から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

### 3.3 計画の目標に関する事項

#### 3.3.1 洪水等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

洪水対策として年超過確率1/10の規模の大雨（概ね最大60分雨量85mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標として、河川幅の拡幅、築堤、河床掘削等の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合にも、被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制及び警戒避難態勢の整備、水防時の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進する。

#### 3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

芳養川の河川水は、農業用水等に利用されており、渇水による被害は報告されていない。流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正な水管理、水利用に努める。

#### 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、流域的な視点から、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、住民にとって親しみやすく新しい魅力を創出する川を実現する。そのため、片岸拡幅などにより河岸を保全し、環境への影響を最小限にするとともに、学識経験者からのヒアリング結果を踏まえ、沿川地域の環境と上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。

また、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫に努め、護岸を設置する場合には周辺の景観との調和に配慮し、保全に努める。さらに、河川改修後も、瀬・淵などにより河道の縦横断形の変化と連続性に配慮し、水域から陸域への植生の連続性や、採餌場・休憩場など多様な生物の生息環境の保全に努める。

## 第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 4.1.1 流下能力向上対策等

計画区間について河川整備を行うことにより年超過確率 1/10 の規模で発生する概ね最大 60 分雨量 85mm の降雨規模の洪水において、基準地点境橋での流量  $290\text{m}^3/\text{s}$ （脇田橋においても同量）を安全に流下させるものとする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、流域住民や関係機関と協

議・調整の上、河川工事を進めていく。また、堰等の改築については、施設管理者等と調整のうえ検討する。

河川改修の概要は、表 4-1、図 4-2 のとおりである。

## 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し、定期的な巡視および点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくため河川愛護活動を積極的に支援するよう努める。また、河川での不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

### 4.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

#### 1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検し、その結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

#### 2) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下を防止するための修繕、機器の更新を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

#### 3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

#### 4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するために環境情報の整備に努める。

水質については、流入負荷軽減に向け、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により適切に対処する。

## 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水が生じた場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには河川改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけではなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性和内容を理解することが重要である。そのため、降雨時における雨量や水位等に関する情報を住民が日頃から幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害が軽減されるように努める。

さらに、関係機関と協力し、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の向上等のソフト面での防災対策として、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を



住民にわかりやすく提供するなど、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、警戒時・災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議等の各方面において、地震・津波対策等における想定外力の設定やその対策方法についての議論が行われている。

芳養川における今後の地震・津波対策においては、必要に応じ最新の知見を反映し柔軟な対応を行う。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、平成23年1月6日に定めた二級河川那智川水系河川整備計画を次のように変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公告する。

平成26年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 第 1 章 流域・河川の概要

#### 1.1 流域の概要

##### 1.1.1 流域の地形

那智川は、和歌山県の南東部の那智勝浦町の北東部に位置しており、その源を那智山および烏帽子山（標高 909.2m）に発し、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」のコアゾーンである那智大滝を経て、南東に流下し、途中、左支川の長谷川、井谷川、右支川の大谷川等を合わせ、熊野灘の那智湾に注ぐ、流域面積 24.5km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 8.5km の二級河川である。

##### 1.1.2 流域の地質

流域の地質は、上流部から中流部の山間部が熊野酸性岩と称される火成岩の地層で、この熊野酸性岩は河川沿いにも多く見られ、石畳に利用されている。

中流部は、小さい礫を含む砂岩で、下流部は、玉石から小砂利で構成される沖積層の礫となっている。河道内は、砂、礫などの堆積物によって構成されている。

##### 1.1.3 流域の気候

流域の気候は、黒潮の影響を受け、年平均気温は約17℃と一年を通じ温暖な気候であり、近年の年間平均降水量は約3,300mmで全国の年平均降水量1,700mmを大きく上回っている。

##### 1.1.4 流域の歴史・文化

那智勝浦町は、古から信仰の地である那智山を有し、修験道が大峰熊野を道場としていたこともあり、現世浄土を求めて、平安時代から室町時代を通じて、「蟻の熊野詣」と言われるほど多くの人々が熊野古道を辿り、信仰による文化が栄えた。

流域には落差 133m の名勝「那智大滝」をはじめ多くの滝を有し、那智山には、熊野三山の一つである熊野那智大社、西国三十三ヵ所第一番札所の那智山青岸渡寺、補陀洛渡海の出発点である補陀洛山寺があり、那智川沿いの熊野古道には、浜の宮王子、市野々王子、大門坂など往時の面影を残す社寺、旧跡が点在している。また、那智に参拝する熊野道者は市野々の二瀬橋付近で水垢離をとったことが記録に残っている。なお、平成 16 年 7 月に、これらの社寺、旧跡ならびに熊野古道は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、さらには平成 24 年 12 月に「那智の田楽」がユネス

コ無形文化遺産に登録されている。

#### 1.1.5 流域の土地利用

那智川流域は、大部分を山林が占めており、天然広葉樹林の多い地域である。また、上流域の那智山には、国の天然記念物に指定されている原生林の那智原始林が広がっている。土地利用の割合は、山地が約 94%、宅地が約 5%、水田・畑が約 1%となっている。

#### 1.1.6 流域の人口

那智勝浦町における世帯数は微増傾向から減少傾向へと転じており、また、人口については減少が続いている。国勢調査の推計値より、平成22年における那智勝浦町の人口は17,080人、世帯数は7,723世帯である。また65歳以上人口が35.4%を占めており高齢化が進んでいる。

#### 1.1.7 流域の産業

那智川流域の大部分が属する那智勝浦町の産業別就業者数をみると、第一次産業、第二次産業および第三次産業ともに就業者数は減少を続けている。

那智勝浦町における平成22年の産業別就業者の割合は、第一次産業6.3%、第二次産業13.6%、第三次産業79.7%となっている。

勝浦港は生鮮マグロの水揚げ日本一の天然良港であることや、南紀を代表する温泉、天然記念物である名勝「那智大滝」、世界遺産に登録された熊野古道を有することもあり、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業の就業者が多い。

また、那智川流域ではかつて妙法鉱山において銅、鉛、亜鉛等の採掘が行われていたが、昭和47年に閉山となっている。

## 第 2 章 那智川の現状と課題

### 2.1 治水に関する現状と課題

那智川流域は、過去、集中豪雨、台風などで大きな水害が発生し、甚大な被害を受けてきた。昭和29年6月の洪水では、那智川下流部の護岸が決壊するなど、那智勝浦町全体で、半壊・全壊流失戸数10棟、床上浸水戸数224棟、床下浸水戸数593棟に及ぶ被害を被った。また、昭和42年10月の台風34号では、那智川流域で、全壊流失戸数2棟、半壊・床上浸水戸数229棟、床下浸水戸数769棟に及ぶ甚大な被害を被った。これらの浸水被害を契機として、下流部を中心に築堤や河床掘削等の整備が行われてきたが、昭和63年9月の低気圧による豪雨では、流域で、床上浸水戸数98棟、床下浸水戸数148棟に及ぶ被害を被り、また、平成13年9月の洪水では、流域で、床上浸水戸数29棟、床下浸水戸数167棟に及ぶ被害を被った。さらには、平成23年9月の台風12号では、那智勝浦町全体で死者28名、行方不明者1名、全半壊戸数1,008棟、床上浸水戸数440棟、床下浸水戸数962棟となる甚大な被害となった。流域では、JR紀勢線の那智川橋りょうと県道那智山勝浦線の川関橋が被災し、多数の区間で護岸が崩壊する被害を被った。このような状況から那智川の早期の治水対策が必要である。

### 2.2 利水に関する現状と課題

那智川の水は、大正2年(1913年)から運用を開始している関西電力那智発電所など、古くから利用されており、現在においても、農業用水、発電用水および水道用水として利用されている。雨量の多い流域であることから渇水による被害は特に発生していない。

### 2.3 環境に関する現状と課題

上流域の河道は、山間部を蛇行しながら流下し、瀬や淵が連続する様相を呈している。国の天然記念物になっている上流域の那智原始林には、ツガーハイノキ群集やサカキウラジロガシ群集が見ら

れる。また、スギやモウソウチク等の人工林が河畔に多く見られ、河道内には、ツルヨシ等の抽水植物が繁茂している。

この区間の特徴的な動植物としては、上流域で多く見られるタカハヤ、アマゴ、ルリヨシノボリ等の魚類や、キセキレイ、カワガラス等の鳥類、ムカシトンボ、ゲンジボタル、アカスジキンカメムシ等の昆虫類が挙げられる。

中流域の河道は、山間部を流下し、瀬や淵が多数連続しており、ヤナギ類やスギ植林、アラカシが河畔林を形成している。河畔林内の岩盤にはスジヒトツバが生育している。この区間の特徴的な動植物としては、中流から上流に多く見られるカワムツ、回遊性のウキゴリやシマヨシノボリ等の魚類や、上流域の砂礫や小石の多い場所を好むサワガニ等の底生動物、山地などに営巣するイワツバメ等の鳥類、流れの速い礫底で生息するミヤマカワトンボや樹林地で生息するヤクシマルリシジミ等の昆虫類が挙げられる。

下流域の河道は、平瀬と淵が連続して出現する。植生としては、水際にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂し、護岸付近には、スギ植林やモウソウチク等の竹林やメダケ等の低木林等が繁茂し、自然裸地も分布している。部分的に見られる山付きの日当たりのよい山裾ではキシウナキリスゲが生育している。この区間の特徴的な動植物としては、回遊性のアユ、ウグイ、ボウズハゼ、瀬の礫質を好むカマキリ（アユカケ）や緩やかな流れを好むカワヨシノボリ等の魚類、緩流域を餌場とするカワセミや竹林等をねぐらとするアオサギ等の鳥類、森林内やその周辺に生息するアトボシアオゴミムシや礫の多い場所を好むコオニヤンマ等の昆虫類が挙げられる。

川関橋下流は潮汐の影響を受ける汽水域であり、流れの緩やかな区間となっている。植生としては、水際にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂し、護岸付近には、モウソウチク等の竹林やアカメガシワ等の低木林、ダンチク等が繁茂している。この区間の特徴的な動植物としては、回遊性のシロウオや汽水性のボラ等の魚類、汽水域に生息するカワスナガニやカノコガイ等の底生動物、ツルヨシ等に生息するオオヨシキリ、緩やかな流れを好むカルガモ、タマシギ等の鳥類、汽水域に生息するアオモンイトトンボ、ツルヨシ等の水際の植物に生息するコバネナガカメムシ、草地に生息するタイワンクツワムシ等の昆虫類が挙げられる。

このため、魚類や鳥類などの生息場所となる早瀬・淵等のさまざまな川の形態や、昆虫類や鳥類などの生息場所であり、樹林帯に生育する貴重な植物であるスジヒトツバが生育する河岸に発達した樹林、多くの生物の生息場として利用される水際のヨシ、ツルヨシ群落等の水際植生、ダンチク等の河道内植生、汽水性の魚類や汽水域特有のハマゴウ等の植生が生息・生育する河口に広がる汽水環境等、生物の生育・生息に必要な自然環境を保全していく必要がある。

また、水質については、市野々橋<sup>いちののばし</sup>直下より下流は環境基準 A 類型 (BOD 値 2mg/1 以下)、市野々橋より上流は環境基準 AA 類型 (BOD 値 1mg/1 以下) に指定されている。BOD75%値を見ると、水質環境基準点である市野々橋<sup>かわせきばし</sup>および川関橋では、環境基準値を超える年が一部見られるものの、概ね環境基準を満足しており、良好な水質を呈している。このため、今後も地域住民や関係機関との連携・協力により、河川水質の監視を実施し、良好な河川水質の維持に努める必要がある。

河川空間の利用については、市野々小学校で夏季に那智川をプールとして利用している。川関橋下流での植樹された散策路が整備されている他、那智川の自然を活かした河川公園などの利用がなされている。今後も、地域のニーズを踏まえ、地域住民の憩いの場となる河川空間の創出を図る必要がある。

## 2.4 維持管理に関する現状と課題

那智勝浦町では、条例で「那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金を設置する」と定めており、滝を取り巻く民有林の購入や、その維持管理を行っている。また、那智川流域では河川愛護団体が存在し、市野々地区において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。

河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、今後も、河川美化、水質事故の対応等に努める必要がある。

## 第3章 那智川水系河川整備計画の目標に関する事項

### 3.1 那智川水系河川整備計画対象区間

二級河川那智川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とする。そのうち背後地の資産状況、甚大な被害が発生した平成23年台風12号の降雨状況を踏まえ、洪水対策として概ね60分雨量137.1mmの降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。また、津波による被害を防ぐため、津波の影響を受ける区間については、津波対策を実施する。

#### 【計画的に河川工事を実施する区間】

・那智川 : 0.0km ~ 3.6km

### 3.2 那智川水系河川整備計画対象期間

計画策定から概ね5年間とする。

なお、本整備計画は、現状の流域の社会状況、自然環境および河道状況に基づき作成されたものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等があった場合には適宜見直しを行うものである。

### 3.3 那智川水系河川整備計画の目標に関する事項

那智川は地域住民や観光客に安らぎの場、憩いの場を提供するものである。河川整備計画では、流域及び河川の現状を踏まえ、治水安全度の向上とともに自然環境の保全、良好な水質の維持等に努め、沿川地域と河川が調和した川づくりを目指すこととする。

また、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることに留意し、自然環境、自然景観に配慮する。

#### 3.3.1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

洪水対策として年超過確率1/30の規模の大雨（概ね60分雨量137.1mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標として、河川幅の拡幅、築堤、河道掘削、橋梁の架替え、堰の改築、台風等による高潮対策や東海・東南海・南海地震による津波対策として築堤等の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階や施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水や津波が生じた場合にも被害を最小限に抑えるため、情報連絡体制および警戒避難体制の整備、洪水ハザードマップの作成支援、津波ハザードマップの活用等、総合的な被害軽減対策に努める。

#### 3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

那智川の河川水は農業用水や発電用水、水道用水として利用されている。雨量の多い流域であることから、渇水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な水管

理、水利用が図られるように努める。

### 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることに留意し、地域住民にとって親しみやすい川を実現するため、那智川流域の持つ自然環境や自然景観を保全し、身近な自然として地域住民がふれあえる川づくりに努める。

具体的には、川関橋下流では、植樹された散策路が整備され、地域住民の憩いの場となっていることから、水質の保全や、豊かな自然の保全、景観づくり、水と親しめる親水空間の整備等に対する地域住民のニーズにあわせて、河川環境を生かしたより親しみのある河川空間の創出に努める。

川の上下流への連続性に配慮し、堰の改築や落差工の整備にあたっては、魚道を設置する等、魚類などの生き物にも優しい川づくりを進める。早瀬・淵等のさまざまな川の形態や、河岸に発達した樹林、ヨシ、ツルヨシ群落等の水際植生、ダンチク等の河道内植生、汽水環境等、多様な生物の生育・生息環境として重要であることから、人工的な改変は最小限に抑える。特に、スジヒトツバの生育する樹林帯については、人工的な改変を行わず、種の保護・再生を図っていく。

また、生物の生息・生育・繁殖環境である水際や河道内植生の多様性ならびに河川景観の多様性の視点から川幅を確保できる場所についてはより広くするなど河道に変化をもたせる。

工事実施に際しては、地域住民及び河川環境保全アドバイザー等の意見を聞きながら、環境に配慮する。

## 第4章 河川の整備の実施に関する事項

### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

計画区間について河川改修を行うことより、年超過確率1/30の規模で発生する60分雨量137.1mmの降雨による洪水における基準地点川関橋での流量540m<sup>3</sup>/sを安全に流下させるものとする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と調整・協議し行う。また、堰等の改築については、施設管理者と調整のうえ決定する。

実施に際しては、河積の確保のため河川幅の拡幅や築堤、河床掘削、橋梁の架替え、堰の改築等を行う。

また、川幅を確保できる場所についてはより広くするとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋による平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際などの生態系にとって良好な環境への影響を配慮した整備を行う。堰の改築や落差工の整備にあたっては、動植物の縦断的な移動経路の確保に配慮する。さらには、周辺の景観に配慮した護岸を採用する。

河川改修の概要および概略平面図、代表断面図は、表4.1、図4.2、図4.3のとおりである。

### 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーションの機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し、定期的な巡視点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくものとする。また、河川の治水・利水・環境の機能を妨げる不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理

を行う。

特に、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることに留意し、自然環境、自然景観の維持に努める。

#### 4.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

##### (1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検しその結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

##### (2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため、定期点検を実施し、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

##### (3) 許可構造物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

##### (4) 水量・水質の保全

現在の良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、地域住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努める。

#### 4.3 その他河川整備を総合的にを行うために必要な事項

那智川の河川工事にあたっては、水系全体で調和のとれた計画的な事業を展開することが必要であることから、関係機関で連携を図る。特に3.6kmより上流で実施される直轄砂防事業とは十分に整合を図る。

##### 【直轄砂防事業（計画）】

- ・堰堤工（金山谷川、尻剣谷川、蛇ノ谷川、鳴子谷川、平野川、樋口川、内の川、陰陽川）
- ・山腹工（金山谷川）
- ・溪流保全工（那智川、金山谷川、尻剣谷川、蛇ノ谷川、鳴子谷川、平野川、樋口川、内の川）
- ・堆積工（那智川、陰陽川）

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、近年の気象状況では、平成23年の台風12号等の記録的な豪雨や、局所的な集中豪雨が発生しており、整備途上段階における現況流下能力以上の洪水や、整備後に目標流量を上回るような洪水が発生した場合に備え、流域自治体、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時の雨量・水位等に関する情報を幅広く収集、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。具体的には、水位計の増設、携帯電話・地上デジタル放送・ホームページによる水位・雨量などの情報や、ライブ映像と水位・横断図を一体的に表示するわかりやすい河川情報を提供する。併せて、情報提供方法や情報提供先を多角化して情報格差を無くすとともに、県が作成する浸水想定区域図を踏まえ、町が作成する洪水ハザードマップの普及を支援する等、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化を図るよう指導する。

さらに、水防演習や水防月間における広報活動や、防災等に係る出前授業等を通じて防災意識の啓

発・高揚に努める。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議等の各方面において、地震・津波対策等における想定外力の設定やその対策方法についての議論が行われている。

那智川における今後の地震・津波対策においては、必要に応じ最新の知見を反映し柔軟な対応を行う。

那智川には、河川をプールに利用し、環境学習の一環としてアマゴの放流を行っている小学校等もあることから、学校や地域と連携して川をとおした自然とふれあえる環境を整え、またその反面、川が持つ危険性についても子供の頃から認識し、身につけられるよう環境学習の場としての活用の促進に努める。

水質についても、河川環境保全への意識の啓発など自治体・地域と協働し、良好な水質の維持に努めていく。また、那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金が那智勝浦町により設置され、民有林の購入や、その維持管理が行われている。この活動がより多くの地域住民に周知、理解され、より協力が得られるよう、関係機関と連携し、那智の滝の水資源と美しい自然景観の保全に対する地域住民の意識の向上に努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局新宮建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年7月28日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月9日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 井 出 益 弘  
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

#### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
海草振興局	平成26年7月28日
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県消防学校	平成26年7月29日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃

和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立青陵高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立陵雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### ア 海草振興局地域振興部

(ア) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていた事例が散見されたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、夜間帰着にもかかわらず、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ及び日当の調整漏れがあったので適正に処理されたい。

(ウ) 漁船登録簿本交付請求書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

(エ) 外出承認について、外出承認簿、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替整理簿、自動車等使用台帳に記載された時間に食い違いが見られる事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 超過勤務命令を行っているが、旅行命令簿が作成されていない旅行があったので、適正に処理されたい。

#### イ 海草振興局健康福祉部

(ア) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約288万円となっており、前年度に比し約212万円減少している。

今後とも、収入未済額の減少に努められたい。

(ウ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

#### ウ 海草振興局建設部

(ア) 土木使用料等の収入未済額は、平成25年度末で約35万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 都市公園占用料等の収入調定について、使用日数の計算方法の誤りによる戻出の事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(エ) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整



理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(オ) 市堀川遊歩道管理委託業務契約の委託費の支出を行っているが、委託業務実績報告書を受領していなかったため適正に処理されたい。

エ 和歌山県環境衛生研究センター

機械警備業務委託において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。

a 簡易公開調達落札者の契約辞退に係る経緯を示す書面の作成をしていなかったとともに、入札参加資格停止要領による辞退業者に対する措置が講じられていなかった。

b 落札者の契約辞退に伴う随意契約において、二者以上からの見積りを徴さず、契約額が簡易公開調達の落札額を上回るとともに、支出負担行為が会計課に合議されていなかった。

オ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

(ア) 実習用教材車として軽自動車6台（合計評価額6,961,500円）の寄附を受け入れているが、地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）第3条の規定により、学院長が専決できる事項に該当しないので、適正に処理されたい。

(イ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立和歌山商業高等学校

フェリー車両航走料に係る随時の資金前渡について、精算戻入が遅延していた事例があったので適正に処理されたい。

キ 和歌山県立紀北支援学校

支出負担行為額を誤って入力したため、契約額以上の金額で支出命令を行い、過払金額について戻入調定を行っている事例があったので適正に処理されたい。

ク 和歌山県男女共同参画センター

(ア) 報償費について、二重支払を行い戻入した事例があったので適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていたので適正に処理されたい。

(ウ) 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので適正に処理されたい。

(エ) 取得価格3万円以上の備品（DVD映画）の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤るとともに、消耗品費で支出していたので適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立紀伊風土記の丘

(ア) 敷地内の「出土遺物整理用プレハブ用地」について、プレハブ増築に伴い土地の使用面積が増加したにもかかわらず、行政財産の目的外使用の変更許可手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、勤務公署から出発しているのに誤って直行と記載していたので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立向陽高等学校・中学校

旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に定める方法によらない修繕業務があったので、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立星林高等学校

旅行命令簿において、用務地の記載誤りがあったので、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立和歌山工業高等学校

旅行命令簿において、別途支給の記載がなされず、二重に支払されていたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

なお、当該誤りが判明した後に過支給分は返納されていた。

セ 和歌山県立青陵高等学校

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による年度当初の現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていた事例が散見されたので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、不適正な早朝出発夜間帰着の日当調整が行われていたので、適正に処理されたい。

(エ) 和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に定める方法によらない修繕業務があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。